

雇用関係助成金のお知らせ

ご案内

障害者雇用を支援する助成金

障害者雇用の推進が求められている

少子高齢化や社会全体における障害受容意識の向上等を背景として、近年では**雇用障害者の全体数は増加傾向**にあります。こうした状況を踏まえ、今後は、法定雇用率の引き上げや除外率の引き下げによって、**より多くの企業で障害者を雇い入れる義務が発生する**予定です。企業においては、**CSR（企業の社会的責任）**や**コンプライアンス（法令遵守）**の観点からも、障害者雇用の推進が重要と考えられています。

企業の皆様におかれましては、障害者雇用に不安や悩みをお持ちの場合もあるかと思いますが、厚生労働省では、以下のとおり、**幅広い助成金制度で支援**を行っているほか、**関係機関と連携した全面的なサポート**を実施しておりますので、これらを十分にご活用いただき、ご理解とご協力をお願いします。

障害者雇用を支援する助成金制度

労働局・ハローワークで取扱う助成金

新たに雇い入れる

- 特定求職者雇用開発助成金
(特定就職困難者コース)
(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)
- トライアル雇用助成金
(障害者トライアルコース)
(障害者短時間トライアルコース)

正規雇用へ転換する

- キャリアアップ助成金
(障害者正社員化コース)

ハローワークでは
障害者雇用に関する
全面的なサポートを実施中!!

高齢・障害・求職者雇用支援機構で取扱う助成金

問い合わせ先：山形支部（高齢・障害者業務課） 〒990-2161 山形市漆山1954山形職業能力開発促進センター内 TEL 023-674-9567

雇い入れ後の雇用環境を整備する

- 障害者作業施設設置等助成金
- 障害者福祉施設設置等助成金
- 障害者介助等助成金
- 職場適応援助者助成金
- 重度障害者等通勤対策助成金

ご案内

「もにす」認定制度

優良な取り組みを行う中小企業事業主を認定

障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みが優良な企業を、厚生労働大臣が認定する制度です。この認定制度は、企業と障害者が「**ともにすすむ**」という思いから、「**もにす**」という愛称で呼ばれ、認定されると、認定マークを使用した自社アピールができたり、労働局・ハローワークでの重点的な周知対象となる等のメリットがあります。



ともにすすむ

ご案内

特定求職者雇用開発助成金 特定就職困難者コース

長期雇用を前提に障害者を雇い入れる場合に有効

このコースでは、ハローワークの職業紹介（在職中の方は対象外）により、無期雇用（正規雇用含む）や有期雇用（自動更新または本人が希望すれば更新）のように、**継続して雇用する**労働条件で障害者を雇い入れた場合に、企業規模、障害の区分・程度、週所定労働時間数に応じて、1～3年の期間、30万円～240万円の助成金が支給されます。

（例）中小企業が精神障害者を週30時間以上の所定労働時間で雇い入れた場合

雇 入 れ	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	合計 240万円
	第1期 6か月	第2期 6か月	第3期 6か月	第4期 6か月	第5期 6か月	第6期 6か月	合計 3年間

ご案内

トライアル雇用助成金 障害者トライアルコース

試しに一定期間雇用してみる場合に有効

長期雇用を前提とした雇い入れに不安がある場合は、**有期労働契約によって一定期間試行雇用（原則3か月間）し、適性や業務遂行能力を見定めてから継続雇用に移行する**採用方法も効果的です。ハローワークの職業紹介（在職中の方は対象外）により、障害者を雇い入れた場合に、本人の就労歴、障害の区分・程度、トライアル雇用期間、週所定労働時間数に応じて、1～6か月の期間、4万円～36万円の助成金が支給されます。

（例）精神障害者を週20時間以上の所定労働時間で雇い入れた場合

雇 入 れ	8万円	8万円	8万円	4万円	4万円	4万円	合計 36万円
	1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目	合計 6か月間

ご案内

トライアル雇用助成金 障害者短時間トライアルコース

精神・発達障害者限定 週10時間以上20時間未満で雇い入れる場合

上記の「障害者トライアルコース」は週所定労働時間が20時間以上の場合に該当しますが、週20時間以上の勤務が困難な**精神障害者又は発達障害者**については、週の所定労働時間を**10時間以上20時間未満**と定めて、週20時間以上の就労を目指し、最大12か月間のトライアル雇用を行った場合にも月額4万円の助成金が支給されます。

（例）精神障害者を週15時間の所定労働時間で雇い入れた場合

雇 入 れ	4万円	4万円	4万円	4万円	4万円	4万円	4万円	4万円	4万円	4万円	4万円	4万円	合計 48万円
	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月	合計 12か月間

令和6年1月22日 ハローワーク米沢発行

メール配信登録も好評受付中

米沢所公式HPから登録できます バックナンバーも掲載中



担当：専門援助部門 TEL 0238-22-8155

〒992-0012 米沢市金池3-1-39

申請書の受理・審査だけじゃない!?

助成金窓口では相談・申請サポートも実施中

- ・使える助成金がないか知りたい…
- ・申請時に必要な書類を教えてください…
- ・何から手を付けて良いかわからない… など

→担当職員がアドバイスいたします

お気軽に窓口へお立ち寄りください。※事前連絡をおすすめしています